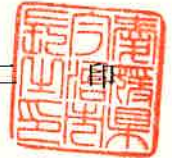


早川港緑地公園への自動販売機（清涼飲料水等）設置者選定のため、当該使用料の一般競争入札を次のとおり執行する。

平成30年5月30日

今治市長 菅 良二



1 入札に付する事項

(1) 件名

早川港緑地公園自動販売機（清涼飲料水等）設置入札

(2) 設置場所

今治市宮窪町早川 234 番地先 早川港緑地公園トイレ横
屋外、100V電源、給排水設備なし

(3) 設置台数

1台（保健衛生上問題のある物品及び酒類等は除く）

(4) 設置者数

1法人（個人）

(5) 設置期間

許可日から平成31年3月31日までとする。

ただし、平成33年3月31日までは更新を認めることとするが、手続きについては毎年度行うものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 市内で清涼飲料水等の販売実績があり、商品の補充や空き容器等の回収に早急に対応ができる、現在も継続して事業を営んでいる市内に事業所等を有する法人又は個人

(2) 次の各号に該当しない方

- ア 納期の来ている市税を完納していない方
- イ 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人の方
- ウ 破産者で復権を得ない方
- エ 現に公費の扶助を受けている方
- オ その他市長が不相当と認めた方

(3) 市が提示する次の許可条件を遵守できる者

- ア 今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成17年今治市条例第64号）、今治市港湾施設管理条例（平成17年条例第246号）並びに市の指示に従わなければならない。
- イ 当該使用の目的以外に施設を使用してはならない。
- ウ 自動販売機（以下「自販機」という。）は、市の指定する場所以外に設置してはならない。

- エ 事前の承諾を得ないで、工作物の設置をしてはならない。
- オ 使用料は、売上金額（消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず消費税を含んだ売上金額）の〇パーセント（落札納付率）（当該使用料に1円未満の端数があるときは、その金額を切り上げた額）とする。ただし、その使用料が自販機1台毎に月5,000円に満たない場合は、自販機1台毎に月5,000円とする。
- カ 毎月1回以上売上金の確認を行い、売上げのあった翌月10日までに本市に自動販売機売上計算書（以下「売上計算書」という。）を自販機1台毎に提出しなければならない。
- キ 使用料は、納期限内に納付しなければならない。
- ク 物品の販売にあたっては、市場価格並（適正な価格）で販売し、また、他人に危害を及ぼす恐れのある物品やその他不相当と認める物品を販売してはならない。
- ケ 自販機本体の視認が容易な箇所に社名（店名）、代表者名及び連絡先電話番号を表示しなければならない。
- コ 設置機種は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、ノンフロン対応機をはじめ、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とする。
- サ 販売物品の盗難事故及び販売にかかる各種トラブルについては、使用者の責において解決しなければならない。
- シ 自販機が故障した場合は、速やかに修理若しくは交換をしなければならない。
- ス 販売物品の空き容器の回収用ごみ箱を自販機に隣接して設置しなければならない。また、空き容器の回収及び周辺の清掃等、周辺の美化に努めなければならない。
- セ 使用期間中に公用若しくは公共用に供するために必要を生じたとき又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。
- ソ 許可を取り消した場合において生じた損失については、本市は、一切その補償をしない。
- タ 納入した使用料は、返還しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、利息を付することなく、その全部又は一部を返還する。
- チ 許可を受けて使用する行政財産（以下「使用財産」という。）を他に転貸し、又は担保に供してはならない。
- ツ 市長の許可を受けた場合のほか、使用財産の許可を受けた目的以外の使用に供し、若しくは使用財産の原形を変更してはならないこと及び許可を受けて使用財産の原形を変更した場合においては必要に応じ、又は当該使用許可の終了若しくは許可の取消しのときにおいて原形に回復させることができる。
- テ 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、使用財産を故意又は重大な過失により荒廃させ、損傷し、又は滅失し、その他使用許可条件に違反する行為があったときは、セの規定によりその許可を取り消すほか、市長

は、その損害の賠償を請求することができる。ただし、原状に回復したときは、その損害賠償義務を免除することがある。

ト 電気の費用は、本市が負担するものである。

ナ 自動販売機下の土台は、使用者が設置する。

ニ 使用者が使用財産を返還する場合において、当該使用財産に投じた改良、修繕その他の費用は、市長に対して請求することができない。

ヌ 平成31年3月31日までに使用許可の期限が満了する場合において、引き続き使用の許可を受けようとする場合は、許可期限の1か月前以内に所定の手続きをしなければならない。

ネ 使用者は港湾管理者と常に連絡調整をしなければならない。

ノ 当該使用許可について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。

3 入札の場所、日時及び方法

(1) 入札場所

みなと交流センター3階会議室（今治市片原町1丁目100番地3）

(2) 入札日時

平成30年7月26日（木）午前10時00分～

(3) 入札方法

ア 入札者は、使用料として自動販売機の売上金額（消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず消費税を含んだ売上金額。以下同じ。）の〇パーセントを市に納付できるかという率を小数点以下切り上げた整数で入札書に記載すること。

イ 入札者中、今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成17年今治市条例第64号）第2条にある自動販売機の使用料の規定に基づく20パーセント以上の市が定めた予定納付率（最低納付率）より高い率（同率を含む）で最高納付率の入札をした者を落札者とする。ただし、最高納付率の入札をしたものが2名以上いる場合は、抽選とする。

(4) 港湾施設目的外使用許可申請

落札者は、今治市港湾施設管理条例（平成17年条例第246号）に基づき、港湾施設目的外使用許可申請の手続きを行う。

(5) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

4 入札の参加者

自動販売機設置を希望する者は、自動販売機（清涼飲料水等）設置入札に参加を申し込まなければならない。

(1) 申込場所

今治市 農水港湾部 港湾課

(2) 申込期限

平成30年7月13日（金）午後5時

(3) 申込書類

提出書類	法人	個人	備考
入札申込書	1部	1部	本庁港湾課
市税完納証明書(原本) 未納の税額がないことの証明書を提出してください。	1部 (法人分)	1部 (本人分)	市納税課発行
消費税及び地方消費税納税証明書(その3) (原本) 未納の税額がないことの証明書を提出してください。	1部		税務署発行
住民票抄本(原本)		1部	本庁市民課又は各支所住民サービス課発行
会社又は法人の登記事項証明書(原本)	1部		法務局発行
身分証明書(原本)		1部	本籍地の市町村役場

ア 申請日等日付の欄は、必ず記入すること。

イ 「各種証明書」及び「納税証明書」は、申込書提出日前6か月以内に発行された原本とする。

なお、「会社又は法人の登記事項証明書」についても、申込書提出日前6か月以内に発行されたものとする。

ウ 提出された書類は返却しない。また、提出された一切の書類について、「個人情報保護に関する法律」を遵守し、当該目的以外には使用しない。

(4) その他

ア 申込書類の記載事項及び証明書等に不備があるときは、受け付けない。

イ 申込書類は、本社と支店等で重複して提出しないようにすること。